

熊本市女性の社会参画加速化会議規約の改定について

● 規約改定の趣旨

■ 趣旨

- ・今年度4月の木村知事就任後、今回が初の加速化会議開催となる。より一層の女性活躍促進や、男女がともに個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを目指すため、規約の見直しを行う。

● 規約改定箇所の新旧対照表（案）

旧		新	
第1条 （略）		第1条 （略）	
（目的）		（目的）	
第2条 （略）		第2条 （略）	
このため、産学官などの連携により、当会議を組織し、本県における女性の社会参画の加速化を図ることで、 <u>県民幸福量の最大化</u> をめざす。		このため、産学官などの連携により、当会議を組織し、本県における女性の社会参画の加速化を図ることで、 <u>持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創ること</u> をめざす。	
第3条～第9条 （略）		第3条～第9条 （略）	
別表2（第4条第2項関係）		別表2（第4条第2項関係）	
女性代表	<u>大浦 敬子</u>	女性代表	<u>5名程度</u>
	<u>阪本 恵子</u>		
	<u>垂見 和子</u>		
	<u>西村 まりこ</u>		
	<u>藤井 宥貴子</u>		

熊本県女性の社会参画加速化会議規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、熊本県女性の社会参画加速化会議（以下「加速化会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 少子高齢化などにより労働人口の減少が懸念される中、日本経済の活性化のためには、「女性の力」を最大限発揮できる社会づくりが急務の課題である。

この課題解決に向けては、女性の社会参画を進めることにより、多様な意見を意思決定の場に反映させ、新たなビジネスやサービスの創出を図るとともに、働きやすい職場環境の整備を促進させることが必要である。

これらの取組みにより、女性の就労人口の増加、所得向上による消費の拡大、企業の売上げ増加等に伴う賃金の上昇など、好循環のスパイラルによる地域経済の活性化にも繋がっていく。

このため、産学官などの連携により、当会議を組織し、本県における女性の社会参画の加速化を図ることで、**持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創ることをめ**ざす。

（事業）

第3条 加速化会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）女性の活躍促進に向けた関係団体等の連携及び調整に関すること
- （2）女性の活躍促進に必要な施策及び事業の推進に関すること
- （3）その他女性の活躍促進に関し必要な事項に関すること

（組織）

第4条 委員は、別表1に掲げる団体の代表で構成する。

- 2 前項の委員のほか、女性の意見を反映するため、別表2のとおり女性委員を置くこととする。

（役員）

第5条 加速化会議に会長1人、副会長3人程度を置き、委員の互選によってこれを決める。

- 2 会長は加速化会議を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 加速化会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、原則公開とする。
- 3 会議の議事録は、原則公表する。

(ワーキング会議)

第7条 加速化会議にワーキング会議を置く。

- 2 ワーキング会議は加速化会議委員より推薦された者と女性委員をもって構成する。
- 3 ワーキング会議は、第3条に掲げる事業について、調査、検討し、重要な事項については、加速化会議に報告する。
- 4 ワーキング会議は必要に応じて会長が招集する。

(事務局)

第8条 加速化会議の事務局は、熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課に置く。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、加速化会議の運営等について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、平成26年8月27日から施行する。

この要項は、令和7年 月 日から施行する。

別表1(第4条第1項関係)

分野	所属団体等
大学	大学コンソーシアム熊本
経済団体	熊本経済同友会
	熊本県商工会議所連合会
	熊本県商工会連合会
	熊本県経営者協会
	熊本県中小企業団体中央会
関係団体	連合熊本
	熊本県社会福祉法人経営者協議会
	熊本県看護協会
	熊本県男女共同参画活動交流協議会
行政	熊本労働局
	熊本県

別表2(第4条第2項関係)

女性代表	5名程度
------	------